

体育会加入と部昇格・降格の手引き

第 12 回改訂 平成 27 年 6 月 15 日

広島大学体育会

目次

- 0) 本手引きについて(p2)
- 1) 体育会加入の基準(p2)
- 2) 体育会加入手続き(p3)
- 3) 同好会の活動 (p4)
- 4) 体育会運動部の基準(p5)
- 5) 運動部昇格手続き(p6)
- 6) 運動部の活動 (p7)
- 7) 同好会降格について(p7)
- 8) 体育会除名について(p8)
- 9) 休部について (p9)

0) 本手引きについて

本手引きは、広島大学体育会(以下、本会)の加入手続き、同好会の活動、運動部昇格手続き、運動部の活動、同好会降格、体育会除名、休部について記すものである。

また、本会の運動部は1競技につき、1団体のみと定める。

1) 体育会加入の基準

以下に本会加入団体の基準を示す。

i)組織

a.部員

- ・各学年ごとに原則として部員を有する。
- ・当該団体の目的の達成に十分な人数を有し、組織的継続性がみられる。
- ・当該団体の構成員は半年以内に体育会に入会せねばならない(第2編第3条)。半年以内とは、申請時に入部しているものに関しては申請時を起点とし、申請後に入部したものに関しては入部時を起点とする。

b.会計報告

- ・年1回、部の予算案ならびに決算報告書をまとめ、本部に提出する。

c.主将

- ・主将が存在する(第2編第5条)。

d.主務

- ・主務を担当するものが存在する(第2編第5条)。

e.会計

- ・会計を担当するものが存在する(第2編第5条)。

f.本部役員ならびに委員

- ・体育会本部役員ならびに委員を担当するものが存在する(第2編第5条)。

(注 1) 本部役員の選出はやむを得ない理由がありなおかつ委員会において過半数の承認を得た場合に限り、特例として不選出とすることができる。

ただし、全ての運動部・同好会において、2年連続で本部役員を選出できない場合、体育会から除名されるものとする。

ii)活動内容

a.練習

- ・種目に応じて必要と思われる練習を行っていること。

b.大会出場

- ・競技毎の連盟に加盟し、当該連盟が主催する大会に出場していること。また、それに準ずる活動をしていること。

2) 体育会加入手続き

以下、本会への加入における手続きを示す。

2-A) 本部への申請と申請書類

本会に加入を希望する団体は、1 に示す本会加入団体の基準を満たしていることを条件に、本部に加入申請を行い、協議会開催日の原則 3 ヶ月前までに、本部に必要書類を提出せねばならない。

申請書類の内容を以下に定める。

1. 体育会加入の目的、申請理由
2. 活動目的及び理念
3. 活動種目の紹介
4. 部員名簿
5. 活動内容（通常練習、合宿、年間計画等）
6. 活動状況（戦績、対外活動等）
7. その他必要とされる資料

2-B) 加入審査専門委員会の設置

1. 本部は加入申請を受理した場合、加入審査専門委員会を設置する。
2. 加入審査専門委員会は委員会・本部役員会から各 3 人ずつ、計 6 人から成る。
3. 加入審査専門委員会の目的は、その加入団体が審査基準を満たしているかどうかを調査し、委員会の判断基準となる報告書を作成することである。報告書作成期限は直近の協議会の、直前の委員会の、開催 1 週間前とする。

2-C) 加入審査専門委員会による審査と審査項目

2-B に示す加入審査専門委員会は、報告書作成期限までに以下に示す審査項目を鑑み、報告書を作成しなければならない。

- a. 申請書類の内容(申請理由、活動目的、その他)
- b. 視察内容(練習状況、施設使用状況、その他)
- c. その他

2-D) 委員会における議決

体育会加入の申請書と加入審査専門委員会による報告をもとに、協議会開催以前に、委員会において過半数の賛成を以て承認を得ねばならない。

2-E) 協議会における審議

上記 2-A から 2-D までの手順を経て、協議会において審議され承認を得ることにより、当該団体を広島大学体育会 _____ 同好会と呼称する体育会準加盟団体として認定する。

3) 同好会の活動

i)同好会の身分

同好会は運動部への移行段階にある団体とする。すなわち、その活動を通じて体育会運動部として正式に加盟できるかを審査される段階である。故に、組織・活動状態において部に及ばない点を克服し、部昇格を目指さなければならない。

ii)同好会の義務

- ・本部役員会ならびに委員会に出席しなければならない。
- ・本部運営に協力せねばならない(窓口当番等)。
- ・以下の書類を提出せねばならない。
 - a.部の翌月大会参加予定表、及び前月大会参加結果報告表
 - b.部員名簿
 - c.予算案及び決算報告書
 - d.委員会召集受理届
 - e.その他大学・体育会から提出を要請された書類

iii)同好会の権限

- ・体育会からの活動援助金を年度ごとに運動部の2分の1受け取ることができる。
- ・施設調整会への出席はできない。

iv)運動部昇格の申請時期

a.新設された同好会団体

協議会承認後、2年をめどに運動部としての基準を満たし、体育会幹事へ運動部昇格の申請を行うことができる。

b.一度運動部から降格し、同好会となっている団体

aと同様、2年をめどに運動部としての基準を満たし、体育会幹事へ運動部昇格の申請を行うことができる。ただし、刑法に触れるような行為により降格した場合は同好会期間を3年以上経てからでなければ運動部昇格の申請を行うことはできない。

(注)運動部としての基準を満たしていない場合や運動部としての義務を果たしていない場合はその限りではない。

4) 体育会運動部の基準

以下に本会運動部の基準を示す。

i)組織

a.部員

- ・各学年ごとに原則として部員を有する。
- ・部の目的の達成に十分な人数を有し、組織的継続性がみられる。
- ・部員はすでに体育会に入会していなければならない(第2編第3条)。申請時に入部したのものに関しては、入部時を起点に半年以内に入会しなければならない。

b.部則

- ・部則とは、部を運営するにあたり必要とされる部の規則である。
- ・協議会承認後3年以内に部則を定めなければならない。

c.部長

- ・部長(顧問)とは、部の目的を理解し部活動を監督する本学の教官とする。規約細則による(第2編第5条、第1編第10条)。
協議会承認後3年以内に部長を置かねばならない。

d.OB・OG会

- ・協議会承認後3年以内にOB・OG会を組織し、必ず年1回開催せねばならない。

e.会計報告

- ・年1回、部の予算案ならびに決算報告書をまとめ、本部に提出する。

f.主将

- ・主将が存在する(第2編第5条)。

g.主務

- ・主務を担当するものが存在する(第2編第5条)。

h.会計

- ・会計を担当するものが存在する(第2編第5条)。

i.本部役員ならびに委員

- ・体育会本部役員ならびに委員を担当するものが存在する(第2編第5条)。

(注1) b.部則、c.部長、d.OB・OG会については、協議会承認後3年目で本部が審査をし、不備がある場合は再度その年度末に審査をするものとする。その際にも不備が見られた場合は同好会に降格されるものとする。

(注2) 本部役員の選出はやむを得ない理由がありなおかつ委員会において過半数の承認を得た場合に限り、特例として不選出とすることができる。

ただし、全ての運動部・同好会において、2年連続で本部役員を選出できない場合、体育会から除名されるものとする。

ii)活動内容

a.練習

- ・種目に応じて必要と思われる練習を行っていること。

b.大会出場

- ・競技毎の連盟に加入し、当該連盟が主催する大会に出場していること。また、それに準ずる活動をしていること。

5) 運動部昇格手続き

5-A) 本部への申請と申請書類

体育会運動部昇格を希望する団体は、4に示す本会運動部の基準を満たしていることを条件に、本部に加入申請を行い、協議会開催日の原則3ヶ月前までに、本部に必要書類を提出せねばならない。

申請書類の内容を以下に定める。

1. 体育会加入の目的、申請理由
2. 活動目的及び理念
3. 活動種目の紹介
4. 部員名簿
5. 部則
6. OB会、OG会の活動
7. 活動内容（通常練習、合宿、部会、年間計画等）
8. 活動状況（戦績、対外活動等）
9. その他必要とされる資料

5-B) 運動部昇格審査専門委員会の設置

2-Bと同様の手続きを取る。

5-C) 運動部昇格審査専門委員会による審査と審査項目

5-Bに示す運動部昇格審査専門委員会は、報告書作成期限までに以下に示す審査項目を鑑み、報告書を作成しなければならない。

- a.申請書類の内容(申請理由、活動目的、その他)
- b.視察内容(練習状況、施設使用状況、その他)
- c.本部運営への参加状況
- d.団体内の連絡体制の確立
- e.その他

5-D) 委員会にて審議

2-D と同様の手続きを取る。

5-E) 協議会にて審議

上記 5-A から 5-D までの手順を経て、協議会において審議され承認を得ることにより、当該団体を広島大学体育会_____部と呼称する体育会加盟団体として認定する。

6) 運動部の活動

i) 運動部の義務

- ・本部役員会ならびに委員会に出席しなければならない。
- ・本部運営に協力せねばならない(窓口当番等)。
- ・以下の書類を提出せねばならない。
 - a.部の翌月大会参加予定表、及び前月大会参加結果報告表
 - b.部員名簿
 - c.予算案及び決算報告書
 - d.委員会召集受理届
 - e.その他大学・体育会から提出を要請された書類

ii) 運動部の権限

- ・体育会から活動援助金を年度ごとに受け取ることができる。
- ・施設調整会へ出席することができる。

7) 同好会降格について

以下に本会の運動部が同好会降格となる場合を示す。

- i) 運動部において、現役部員が引退やその他の理由で、公式戦において競技可能な人数に満たなくなったとき、その次の年度から 3 年間で部員を補うことができなければ、当該団体は同好会降格となる。
- ii) 運動部において、ポイントが本手引きと別に定める基準を満たさない場合、同好会降格となる。
- iii) その他、本会規約第 2 編第 5 条に基づき、本会の品位を著しく傷つける、または、運動部としての義務を怠ったと認められた場合、委員会での責任を問われ、戒告、活動援助金の減額、活動停止、及び同好会への降格や体育会からの除名等の処分を受ける。

(注)本会運動部の同好会降格は、必ず本部役員会・委員会における過半数以上の賛成による承認を受けねばならない。また、直近の協議会で体育会幹事はこれを報告せねばならない。

8)体育会除名について

以下に本会の運動部が体育会から除名される場合、ならびに同好会が体育会から除名される場合を示す。

- i) 運動部・同好会において、現役クラブ員が、引退やその他の理由で全員いなくなったとき、当団体は本会から除名されるものとする。

- ii) 同好会において、ポイントが本手引きと別に定める基準に満たない場合、本会から除名されるものとする。

- iii) 本部役員を選出はやむを得ない理由がありなおかつ委員会において過半数の承認を得た場合に限り、特例として不選出とすることができる。ただし、全ての運動部・同好会において、2年連続で本部役員を選出できない場合、体育会から除名されるものとする。

- iv) その他、本会規約第2編第5条に基づき、本会の品位を著しく傷つける、または、運動部としての義務を怠ったと認められた場合、委員会でその責任を問われ、戒告、活動援助金の減額、活動停止、及び同好会への降格や体育会加盟運動部からの除名等の処分をうける。

(注)本会運動部ならびに同好会の体育会除名は、必ず本部役員会・委員会における過半数以上の賛成による承認を受けねばならない。また、直近の協議会で体育会幹事はこれを報告せねばならない。

9)休部について

様々な理由により部として活動を続けていくのが困難になった際、本会の運動部ならびに同好会は、活動再開の可能性がある場合に限り、本部に休部届の提出ができるものとする。また、本部は委員会において過半数の承認を得ることによって、当該団体を休部と認定する。

また、休部から復帰する際の手続きを以下に定める。

9-A) 休部時に部であった場合

- ・4に示す本会運動部の基準を満たしていることを復帰条件とし、委員会において過半数の承認を得ることで、本会運動部としての復帰を認める。
- ・運動部昇格のための審査基準を満たしていない場合、同好会降格とする。また、さらに1に示す体育会加入の団体の基準をも満たしていない場合、体育会から除名となる。

9-B) 休部時に同好会であった場合

- ・1に示す体育会加入団体の基準を満たしていることを復帰条件とし、委員会において過半数の承認を得ることで、本会同好会としての復帰を認める。
- ・1に示す体育会加入団体の基準を満たしていない場合、体育会から除名となる。